

食安輸発0406第3号
平成22年4月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産青とうがらしの取扱いについて

標記については、平成22年3月30日付け事務連絡により、別表13に掲げる輸出者から輸出されたものにあつてはエトプロホスに係る検査命令を免除しているところです。今般、モニタリング検査において、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮青とうがらしから基準値を超えるジフェノコナゾールが検出されたことから、当該輸出者より輸出される青とうがらしにあつては、エトプロホスに係る検査命令を実施するようお願いします。

記

SAMMI F&G CO., LTD.

<違反事例>

1. 品名：生鮮青とうがらし
2. 生産国：韓国
3. 輸出者：SAMMI F&G CO., LTD.
4. 検査結果：ジフェノコナゾール 0.07ppm (基準値：0.01ppm)
5. 検疫所：成田空港検疫所 (届出受付番号：第21019315620号1欄)
6. 輸入者：株式会社 三美貿易